

耕畜連携による農地の維持活動

1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 27 年度
協定参加者	16 名 (農業者 16 名)
協定面積	5.8ha (田・緩傾斜 1/100)
管理水路・農道の長さ	水路 3,000m、農道 300m
交付金額 (R1)	約 47 万円 (10 割単価・個人分配率：50%)



飼料作物による集団転作



水路の点検・整備

2 主な活動内容

農用地、水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 農地・農道法面の草刈り (年 3 回程度) 水路の清掃 (年 2 回) 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺林地の下草刈りを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣害防止対策 (電気柵、箱わなの設置) 畜産農家と連携した耕畜連携事業

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- 農業者の高齢化や後継者不足により、個人の努力だけでは農地の環境維持が困難になっている。また、イノシシによる被害が深刻化しており、稲を作付けしても安定した収量が見込めないため、農家の耕作意欲が低下している。
- 地域の主産業の米と畜産 (和牛) を基本とした経営形態を維持しつつ、農業経営の安定を図るため、地域での共同作業を実施している。

4 特徴的な取組

- ・農業の継続が困難な農地が発生した場合は、担い手が基幹作業を請け負うようにしている。
- ・イノシシが出没しやすい圃場には飼料作物（牧草）を作付けすることにより、稲への被害拡大を防止している。また、地域での話し合いにより圃場を連たん化し、作業効率を向上している。
- ・令和元年度は協定参加者に呼びかけて飼料用米の作付面積を拡大した。



取水口の点検



堀払い



地域での話し合い



牧草の刈り取り

5 取組の成果・効果

- ・耕畜連携により、耕作者は遊休農地の発生防止、畜産農家は安全な飼料の確保とコスト削減が実現した。
- ・国の経営所得安定対策事業を活用して飼料用米に作付転換したことにより、安定した収入を得られるようになった。
- ・周辺林地の除草刈りや継続的な水路の維持管理により、良好な環境が保たれ、協定農用地内がホタルの生息地として定着した。初夏には協定区域内でホタル観察会が開催されるなど、地域の活性化にもつながっている。

わ だ しゅうらくきょうてい

和田 集落 協定（常陸太田市）

共同利用機械の導入による農業生産活動の維持

1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度
協定参加者	41 名（農業者 41 名）
協定面積	13.83ha（田・緩傾斜 1/100）
管理水路・農道の長さ	水路 3.2km、農道 0.67km
交付金額（R1）	約 110 万円（10 割単価・個人分配率：0%）



休耕地、用排水路、道路敷きの草刈り



共同利用機械での休耕地の管理

2 主な活動内容

農用地、水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> 農地法面の草刈りを年 3 回実施 水路の清掃年 1 回、草刈り 3 回 農道の清掃年 1 回、草刈り 3 回 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺林地の下草刈りを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 共同で利用できる農業機械の購入

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- 後継者不足や高齢化による離農で生じた農地の荒廃化が進んでおり、イノシシ等による被害増加の防止や環境美化のため、平成 12 年度から農地保全に取り組んでいる。

4 特徴的な取組

- ・共同利用できるトラクターとフレールモア（草刈機）を購入し、高齢化により休耕となった協定農用地の保全管理を行っている。
- ・協定内の保全管理地の草刈りを年2回から3回に増やし、荒れ地にしないことで有害鳥獣対策を行っている。



共同利用機械格納庫の修繕



共同利用機械での休耕田の管理



用水路の土砂上げ作業



用水路布設替工事

5 取組の成果・効果

- ・共同利用できる農業機械を導入したことにより、協定内の水田をみんなで守り、協力していこうという意識がさらに強くなった。
- ・農地の維持管理に向け、農業ボランティアの受け入れを始めるなど、地域ぐるみでのさらなる取組推進に向けた動きが見られる。

秋山下集落協定（高萩市）

農村環境保全活動を通じた支えあい

1 集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度
協定参加者	42 名（農業者 40 名、農地所有適格法人 2 名）
協定面積	35.32ha（田・緩傾斜 1/100）
管理水路・農道の長さ	水路 7km、農道 8.75km
交付金額（R1）	約 282 万円（10 割単価・個人分配率：50%）



水路付近の草刈り



子どもたちによるそば種まき体験

2 主な活動内容

農用地、水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動	特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・農地法面の草刈りを年 2 回実施 ・水路の草刈りを年 2 回実施 ・農道の草刈りを年 2 回実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成作物の作付け（そば） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子供会・非農家と連携したそばの播種やそば打ち体験等の交流事業の実施

3 地域の状況と取り組みへのきっかけ

- ・本地域は、高萩市の南部に位置しており、特定農山村・振興山村地域に指定されるなど農業生産活動に不利が生じており、農業者の高齢化率も高い。また、農地や排水路等に隣接する法面も広く、個々の管理の負担を軽減していくため、平成 13 年度に取組を開始した。

4 特徴的な取組

- ・農業の継続が困難な農用地については、認定農業者や農業生産法人の支援により、農業生産活動等を維持する体制が構築されている。
- ・水路・農道等の補修・改良に取り組んでいるほか、周辺の定期的な除草作業を実施している。
- ・地域の子供会・非農家と連携し、そばの播種や、そば打ち体験会・試食会を開き、世代を超えた交流を深めている。



排水路法面の管理



適正に整備された農道



子供会と非農家とのそば打ち体験



そば試食会を通じた交流

5 取組の成果・効果

- ・農地の適正な管理により農村環境の保全が図られ、将来にわたって農業生産活動が継続できる環境整備につながっている。
- ・農業の継続が困難な農用地の支援体制の構築により、耕作放棄地等発生の防止が図られている。
- ・そば打ち体験など地域ぐるみの交流を深めることで、集落活動への理解促進と地域の連携強化が図られている。

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

1. 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「棚田地域振興法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、県知事が特に定めた基準を満たす地域

2. 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上、畑・草地・採草放牧地: 8°以上)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ ①～④の基準に準じて、県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

3. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

4. 交付単価

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500

地目	区分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(8°以上)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

5. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。
(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

中山間地域等直接支払制度の活動内容

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価(単価の8割を交付)

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価(①+②の活動により単価の10割を交付)

第4期対策まで

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択

○農業生産性の向上(A要件)

以下の項目から、2つ以上選択して実施

(①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります)

- ①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業 ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積 ⑤担い手への農作業の委託

○女性・若者等の参画を得た取組(B要件)

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施

- 新規就農者による営農 ○農産物の加工・販売 ○消費・出資の呼び込み

○集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築

第5期対策から

集落戦略の作成に一本化

- 中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

このため、第5期対策から、体制整備単価(10割単価)を受給する要件を、「A、B、C要件から一つ選択」から「集落戦略の作成」に一本化しています。

- 集落戦略については、中間年(令和4年度)までを目途に作成し、必要に応じて市町村が指導しつつ、協定期間中に作成を了する必要があります。

第4期対策の集落戦略からの変更点

- ① 期間について、第5期対策の協定期間のその先という趣旨により、「10～15年後」から「6～10年後」に変更
- ② 第4期までの遡及返還の特例を受ける要件であった「合計15ha以上」又は「集落連携・機能維持加算に取り組む」は廃止
- ③ 集落における農業生産活動を継続する上でのボトルネック(課題)を絞り込み、対応策の方向性を明確化するため、様式を見直し
- ④ 第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記
(なお、これまでのC要件と異なり、結果として農業生産活動等の継続が困難となった農用地が発生した場合でも、協定農用地全体の遡及返還とはなりません)

集落戦略の作成について

集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

一 集落戦略の項目一

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ○協定農用地の将来像 | ○具体的な対策に向けた検討 |
| ○協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状 | ○今後の対策の具体的内容及びスケジュール |
| ○集落の現状を踏まえた対策の方向性 | ○農業生産活動等の継続のための支援体制 |

(※ 作成しやすいよう、「○」を記入する形式を基本として、事務負担の軽減を図っています)

○集落戦略の作成と活用のイメージ

- ・集落戦略は、集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針です。
- ・協定参加者のみなさんで十分な話し合いを行い、合意形成を図るようにしてください。

1 協定参加者で話し合い

農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保状況が把握できる地図(※)を活用し、協定参加者で話し合い

※地図には、

- ① 農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
 - ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
 - ④ その他協定農用地を保全していくために必要な事項
- などを書き込みながら、みなさんで話合ってください



【地図を使っでの話し合い】

2 集落戦略の作成、市町村へ提出

協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、集落戦略に記入し、将来的に維持すべき農用地を明確化



【作成に向けて打合せ】

3 集落戦略を元に更なるステップアップ

集落戦略の作成を通じて明確になった農業生産活動等の継続のための取組を、加算措置等を利用し実現



【そばの栽培】



【新規就農の相談】

○人・農地プランや農業委員会の活動と連携

「集落戦略」は、集落戦略本体と話し合いに活用した地図を市町村の人・農地プラン担当部局に提出することをもって、「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことができます。

このため、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランや農業委員会が行う農地等の利用の最適化のための活動と連携を図ることが、より効率的であると考えています。

※「人・農地プランの実質化」に係る手続きについては、市町村にご相談ください。

手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）

協定の認定（市町村→集落）

③ 活動の実施

- 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

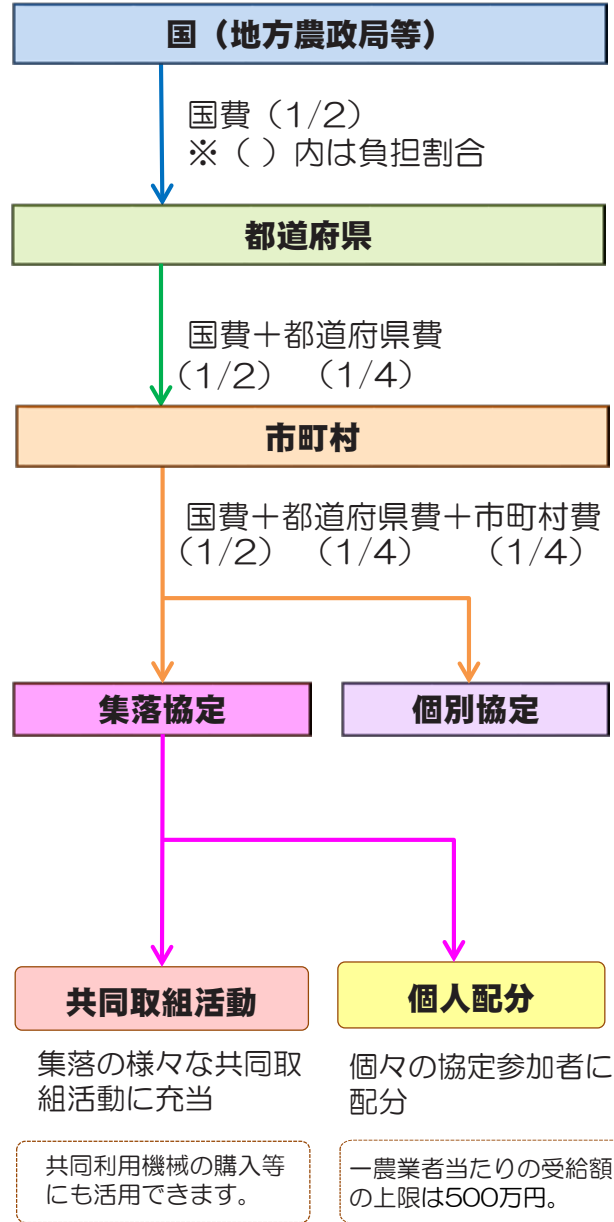
- 市町村が活動の実施状況を確認します。（協定代表者等の立ち会いをお願いします）

実施状況の確認（市町村）

☆交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。
- 活動の実施が確実であると見込まれる集落等については、**交付金の早期交付を受けることができます。（令和2年度の特例）**

交付金交付の流れ



☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

中山間地域等直接支払制度の取組事例

① 農業生産活動等を継続するための活動

水路の清掃



北ノ根集落(城里町)

水路周辺の草刈り



秋山下集落協定(高萩市)

簡易な基盤整備



金谷中山間地域組合(笠間市)

② 多面的機能を増進する活動

周辺林地の草刈り



野口平集落(常陸大宮市)

堆きゅう肥の施肥



熊久保集落(大子町)

景観作物の作付



入郷集落(桜川市)

③ 制度を活用し適正に管理された中山間地域



熊久保集落(大子町)



下宮河内A集落(常陸太田市)



笠石集落(常陸太田市)

令和元年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況

令和元年度は 9 市町で 99 協定、約 557ha の農用地を対象に約 55,663 千円の交付金が交付され、耕作放棄の発生防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

令和元年度 交付実績

市町村別協定数、交付面積及び交付金額

(単位：件数, ha, 千円)

市町村名	協定数			交付面積			交付金額		
	集落協定	個別協定		集落協定	個別協定		集落協定	個別協定	
合計	99	99	-	557	557	-	55,663	55,663	-
日立市	3	3	-	7	7	-	993	993	-
常陸太田市	40	40	-	177	177	-	23,147	23,147	-
高萩市	9	9	-	146	146	-	11,838	11,838	-
北茨城市	3	3	-	33	33	-	2,973	2,973	-
笠間市	2	2	-	21	21	-	1,644	1,644	-
常陸大宮市	23	23	-	90	90	-	6,455	6,455	-
桜川市	3	3	-	42	42	-	2,835	2,835	-
城里町	5	5	-	24	24	-	1,943	1,943	-
太子町	11	11	-	18	18	-	3,835	3,835	-

※ 面積等は単位未満を四捨五入したもので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

交付面積の内訳

(単位：ha)

合計	田				畑			採草放牧地
	急傾斜	緩傾斜	小区画		急傾斜	緩傾斜		
557	549	110	423	16	9	4	5	0

※ 面積等は単位未満を四捨五入したもので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

集落協定の活動内容 (単位：件数)

農業生産活動等として取り組むべき事項

水路の管理	99
農道の管理	99
農地の法面管理	82
柵, ネット等の設置	63
賃借権設定・農作業委託	27
簡易な基盤整備	6
既荒廃農地の保全管理	5
担い手の確保	3
その他	3

多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	69
保健休養機能	景観作物の作付	44
	体験民宿 (グリーン・ツーリズム)	1
自然生態系の保全	魚類・昆虫類の保護	2
	堆きゅう肥の施肥	3
その他活動		7

農業生産の継続に向けた活動

A要件	機械・農作業の共同化	1
	担い手への農地集積	3
	担い手への農作業の委託	3
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	67

※ B要件の取り組みは該当なし。

農業・農村の多面的機能とは

農業は私たち国民に大きな恵みをもたらします

日本の農業・農村は、「食」を支えているだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な働きを持っています。

このような様々な働きを「**農業・農村の多面的機能**」といいます。この「農業・農村の多面的機能」は、日本国民の大切な“財産”であり、これを維持・発揮させるためにも、農業を継続することが大変重要です。



その他の働き

農業・農村の多面的機能には、これまで紹介してきた機能以外にも、様々な働きがあります。

○暑さをやわらげる働き

田の水面からの水分の蒸発や、作物の蒸散により、空気が冷やされます。この冷涼な空気は周辺市街地の気温上昇を抑える効果もあります。

○癒しや安らぎをもたらす働き

農村の澄んだ空気、きれいな水、美しい緑、四季の変化などが、安心とやすらぎを与え、心と体をリフレッシュさせます。

○体験学習や教育の場としての働き

農村で、動植物や豊かな自然に触れることで、生命の大切さや食料の恵みに感謝する心が育まれます。

○有機物を分解する働き

田畑の土の中にあるバクテリアなどの微生物は、家畜の排せつ物や野菜のくずなどから作ったたい肥（有機物）を分解し、作物が養分として利用しやすい形に変えます。

○医療・介護・福祉の場としての働き

緑豊かな農村で、土や自然に触れ農作業を行うことは、高齢者や障がい者の機能回復などに役立っています。



水田・用水路での生物の観察



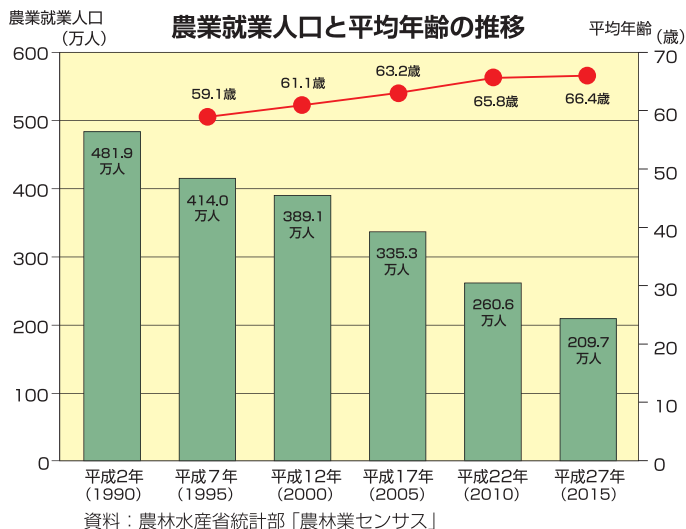
田植え体験

▼農業・農村の現状について

農業就業人口と平均年齢

農業就業人口(注1)は年々減少しており、平成 27 年には 210 万人となっています。一方、同人口の平均年齢は上昇傾向にあり、同 27 年には 66.4 歳となっています。

注 1：「農業就業人口」とは、自営農業に従事した世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

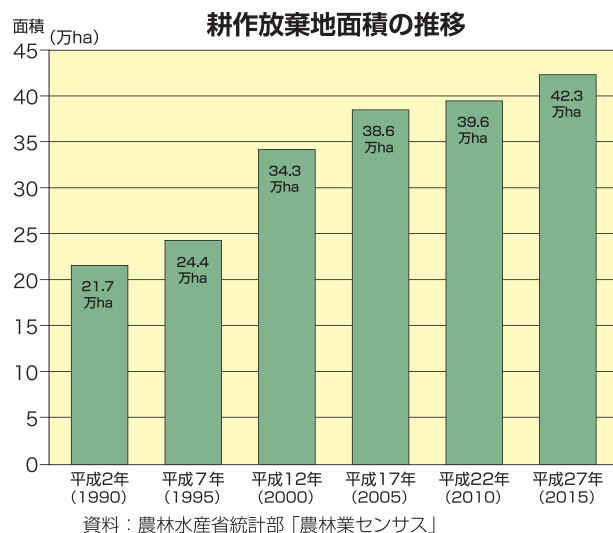


耕作放棄地面積

耕作放棄地(注2)は、農業者の減少や高齢化の進行等に伴い、平成2年からの25年間で約20万ヘクタール増加し、平成27年には富山県の面積(注3)とほぼ同じ約42万ヘクタールへと拡大しています。

注 2：「耕作放棄地」とは、以前耕作していた土地で、過去 1 年以上作物を作付けせず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地をいう。

注 3：国土地理院「平成 27 年全国都道府県市区町村別面積調」



▼未来の農業のためにできること

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を目的に

農村地域の高齢化、人口の減少などで、農業生産に伴う地域の共同活動などにより支えられてきた多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため、平成 26 年度から農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援制度「日本型直接支払制度」が始まりました。

～日本型直接支払制度～

多面的機能支払交付金

【農地維持支払】

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

【資源向上支払】

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援します。



水路の泥上げ

中山間地域等直接支払交付金

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援します。

環境保全型農業直接支払交付金

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取り組みとセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。



植栽活動

出典：農林水産省Webサイトより

中山間地農業ルネッサンス事業について

目的・趣旨

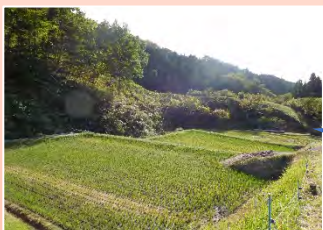
食料生産の場として重要な役割を担う中山間地は、傾斜地などの条件不利性ととも
に鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足等、厳しい状況に置かれてい
ます。その一方で、平地に比べ豊かな自然、景観、気候、風土条件をいかして収益
力のある農業を営むことができる可能性を秘めた重要な地域でもあります。

このため、女性や高齢者を含め経営規模の大小にかかわらず意欲をもった前向き
な経営者が活躍できる多様な経営を育み、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等
の中山間地の特色をいかした経営の展開を通じて、中山間地農業を元気にしてい
く必要があります。

これらの状況を踏まえ、この制度により中山間地の多様な取組を後押しします。

支援事業の実施例

(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業



中山間地における高収益作物への転換
棚田における保全体制の強化等を支援

(2) 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援



観光・福祉・教育等と連携した都市農村交流
農村への移住・定住に向けた取組を推進

(3) 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承



農地・水路等の維持管理を行う共同活動等を支援
小規模な農業者等も地域の重要な一員として支
援

中山間地農業ルネッサンス事業 <一部公共>

【令和3年度予算概算決定額 40,602 (44,200) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や支援の強化等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<政策目標>

中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

本事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業推進対策

- ① 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援と、棚田保全活動や複合経営の実践等の推進をモデル支援するほか、都市部と農村部の連携強化・持続化に向けた取組等を支援します。（中山間地農業ルネッサンス推進事業）
- ② 特色ある農業者や農村の課題を解決するための、地元密着型の支援体制を整備・強化します。（地域密着型農業者等サポート体制強化事業）

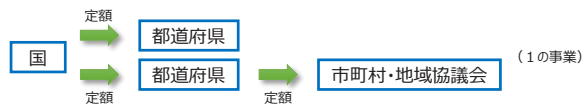
2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

中山間地域の特色をいかした農業や、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

地域の共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ>



※ 2、3の事業の流れは事業ごとに異なります。

<事業イメージ>

中山間地農業推進対策

- 計画策定・体制整備等を支援する中山間地農業ルネッサンス推進事業
元氣な地域創出モデル事業：具体的な取組を後押しし、優良事例の創出を加速
地域レジリエンス強化事業：都市部と農村部の連携強化・持続化を支援
- 中山間地域の農業者の様々な課題を支援する地域密着型農業者等サポート体制強化事業

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・ 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業
- ・ 農業農村整備関係事業
- ・ 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹支援対策（未来型果樹農業等推進条件整備事業）
- ・ 持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等支援対策
- ・ 食料産業・6次産業化交付金のうち
6次産業化施設整備事業、バイオマス利活用高度化施設整備事業
- ・ 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策等）

[連携事業] 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- ・ 多面的機能支払交付金
- ・ 環境保全型農業直接支払交付金
- ・ 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- ・ 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
- ・ 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

[連携事業] 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3502-8359）

「中山間地農業ルネッサンス事業」における優遇措置等

（令和2年度）

事業対象地域の拡大

○指定棚田地域を追加

対象地域（特定農山村、振興山村、過疎、半島振興、離島振興、沖縄、奄美群島、小笠原諸島、特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域）に棚田地域振興法に基づき指定される「**指定棚田地域**」を追加

推進事業による支援

○中山間地農業ルネッサンス推進事業

中山間地における高収益作物への転換や棚田地域の保全・振興の強化等、様々な課題に対応したモデル支援を実施

受益面積要件の緩和

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ

都道府県知事が認める場合に受益面積要件を撤廃可能として実施

○農業農村整備関係事業

（1）農業競争力強化基盤整備事業

- ・ 農地整備事業（中山間傾斜農地型）について、高収益作物の導入を条件に、農地集積率の要件30%（その他の型においては50%）で実施
- ・ 農地中間管理機構関連農地整備事業について、中山間地域等に対する受益面積要件を変更（10ha以上→5ha以上）
- ・ 水利施設等保全高度化事業（特別型）について、中山間地域等における受益面積要件を変更（20ha以上→10ha以上）

（2）農山漁村地域整備交付金

農道の保全対策について、過疎地域等の条件不利地域においては受益面積要件30ha以上（その他地域においては50ha以上）で「保全対策型」を実施

○畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））

新たに繁殖雌牛放牧に取り組む場合に確保すべき放牧地の面積を緩和して実施

上限事業費・交付率の緩和

○強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ

上限事業費を1.3倍に拡大

○食料産業・6次産業化交付金のうち6次産業化施設整備

加工・販売施設等の整備に対して交付率を高上げ（3/10→1/2）して実施

採択に当たっての配慮

○農山漁村振興交付金

農泊推進対策で審査時に配慮

○鳥獣被害防止総合対策交付金（うち整備事業）

被害防止施設等の整備を行う場合に審査時のポイント加算

○森林・山村多面的機能発揮対策交付金

農地等の維持保全にも資するような取組を行う場合に優先的に採択

○食料産業・6次産業化交付金のうち

6次産業化施設整備、バイオマス産業都市施設整備
中山間地域等で取組を行う場合に優先的に採択

事業要件の緩和等

○機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業

農地バンクの最低活用率要件を平地の1/5に緩和（平地：20%超→中山間地：4%超）等

○多面的機能支払交付金

広域活動組織の設立要件を変更（「農用地面積が200ha以上」→「農用地面積が50ha以上」）又は「3集落以上の組織の構成」

○環境保全型農業直接支払交付金

交付金を受けるための事業要件（技術指導等の「推進活動」）を免除

茨城県美しい水土づくり優良活動表彰【多面的機能支払交付金部門】受賞組織一覧表

	知事賞	茨城県土地改良事業団体連合会長賞	農林水産部長賞
第1回 (H20)	土師みずほの会(笠間市)	鹿島湖岸北部資源を守る会(鹿嶋市)	長田地域資源保全活動組織(常陸大宮市) 行戸・小幡資源環境保全隊(行方市) 釜井環境保全委員会(稲敷市) 本郷・水と緑の会(取手市) 下泉地区農村資源保全活動組織(桜川市) 森戸南部地域資源保全協議会(境町)
第2回 (H21)	川又地域資源保全向上活動組織(水戸市)	長戸北部資源保全向上活動組織(龍ヶ崎市)	上坏地区・ふるさと資源保全活動組織(城里町) 石滝清流会(高萩市) 手賀・資源を守る会(行方市) 百家地域資源保全向上活動組織(つくば市) 飯島地区農村保全協議会(筑西市) 岩井北部地区資源保全委員会(坂東市)
第3回 (H22)	原宿の環境をよくする会(笠間市)	明戸上口地区資源保全活動組織(つくば市)	岩崎地域資源保全向上活動組織(常陸大宮市) 久米地域農地・水・環境保全会(常陸太田市) 下幡木環境保全育成会(神栖市) 高田資源保全活動組織(稲敷市) 東町水と緑の里づくりの会(常総市) 長左工門神殿集落資源保全隊(古河市)
第4回 (H23)	下石崎地域活動組織(茨城町)	瓜連環境保全クラブ(那珂市)	納場地区資源保全活動組織(小美玉市) 武井・志崎資源を守る会(鹿嶋市) 谷原西部活動組織(つくばみらい市) 町田自然を守る会(稲敷市) 赤須地区農村保全協議会(下妻市) 長須西部地域資源保全協議会(坂東市)
第5回 (H24)	平戸グリーンネット(水戸市)	谷河原洪井資源保全向上活動会(常陸太田市)	みどりネット錫高野活動組織(城里町) 吉川の自然を守り隊(行方市) 染谷地区資源保全活動組織(石岡市) 上条環境保全組合(阿見町) 中結城東部地区資源保全協議会(八千代町) 若林新田地域資源保全委員会(境町)
第6回 (H25)	岩間上郷地域ホテル増やそうかい(笠間市)	下山川地区資源保全協議会(八千代町) 玉川沿岸地域資源保全活動組織(常陸大宮市)	津知・延方地域資源を守る会(潮来市) 東野寺地区資源保全活動組織(かずみがうら市) 押砂資源保全活動委員会(稲敷市) 新堀地区農村保全協議会(下妻市)
第7回 (H26)	上国井地域保全会(水戸市)	稲荷環境保全協議会(筑西市)	「富岡」里づくりの会(常陸大宮市) 門部鹿島環環境保全会(那珂市) 羽生地区資源を守る会(行方市) 蓮沼・要保全活動組織(つくば市) 掛馬・島津環境保全活動組織(阿見町) 長谷地域資源保全委員会(坂東市)
第8回 (H27)	瓜連環境保全クラブ(那珂市)	押辺地区環境保全協議会(笠間市)	酒寄地区環境保全組合(桜川市) 左貫本郷環境保全会(大子町) 広浦・神山地区の農地と環境を守る会(大洗町)
第9回 (H28)	みどりネット錫高野活動組織(城里町)	手賀・資源を守る会(行方市)	下野宮地区農地・水・環境保全会(大子町) 木原地区資源保全活動組織(美浦村) 西飯岡区環境保全活動(桜川市)
第10回 (H29)	上河合農地・水保全管理組合(常陸太田市)	森戸南部地域資源保全協議会(境町)	南小泉水とみどりの会(笠間市) 一の瀬地域資源保全会(かずみがうら市)
第11回 (H30)	泉・南部巴川流域守る会(笠間市)	潮来市北浦湖岸自然を守る会(潮来市)	下国井住環境保全の会活動組織(水戸市) 木田余地区資源保全会(土浦市) 沼尾自然を守る会(鹿嶋市) 小貴地域資源保全会(常陸大宮市) 借宿生子地区農村保全協議会(坂東市) 青古新田活動組織(つくばみらい市) 下山川地区資源保全協議会(八千代町)
第12回 (R1)	島地区農地・水・環境保全会(水戸市)	延方・水の郷を育てる会(潮来市)	上坏地区・ふるさと資源保全活動組織(城里町) 岩井北部地区資源保全委員会(坂東市)
第13回 (R2)	弥柳地域資源保全会(つくばみらい市)	平川を守る会(河内町)	真崎浦・大山下地区圃場の環境を守る会(東海村) 稲敷市阿波地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会(稲敷市) 西松原地区活動組織(筑西市)

茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰【中山間地域等直接支払制度部門】 受賞集落一覧表

	知事賞	全国山村振興連盟茨城県支部長賞	農林水産部長賞
第1回 (H20)	秋山上・北方集落(高萩市)		平山集落(日立市) 東染集落(常陸太田市) 内野集落(北茨城市) 長田集落(常陸大宮市) 山口集落(桜川市) 北ノ根集落(城里町) 中郷集落(大子町)
第2回 (H21)	小木板谷集落(北茨城市)	付後沢集落(大子町)	下大門Ⅱ集落(常陸太田市) 大荷田集落(高萩市) 本戸南指原集落(笠間市) 本戸金谷集落(笠間市) 袋木・屋実賀集落(常陸大宮市) 小坂上集落(城里町)
第3回 (H22)	西河内中集落(常陸太田市)	秋山下集落(高萩市)	大岩D集落(常陸大宮市) 山口集落(桜川市) 仲郷集落(城里町) 桜町集落(大子町)
第4回 (H23)	※該当なし	千田D集落(常陸大宮市)	里美地区森久保集落(常陸太田市) 倉見集落(城里町)
第5回 (H24)	町屋集落(常陸太田市)	盛金1集落(常陸大宮市)	※該当なし
第6回 (H25)	小坂中集落(城里町)	寺前集落(常陸太田市)	三ツ木集落(常陸大宮市)
第7回 (H26)	里美地区笠石集落(常陸太田市)	入郷集落(桜川市)	三ヶ掛集落(大子町)
第8回 (H27)	下宮河内A集落(常陸太田市)	秋山中集落(高萩市)	鷲子柏木集落(常陸大宮市)
第9回 (H28)	熊久保集落(大子町)	上大門Ⅰ集落(常陸太田市)	野口平集落(常陸大宮市)
第10回 (H29)	金谷中山間地域組合(笠間市)	上ヶ穂集落(高萩市)	池亀五大力集落(桜川市)
第11回 (H30)	袋木屋実賀集落(常陸大宮市)	平山集落(日立市)	島名集落(高萩市)
第12回 (R1)	関口集落(高萩市)	大貝集落(大子町)	赤土A集落(常陸太田市)
第13回 (R2)	北ノ根集落(城里町)	和田集落協定(常陸太田市)	秋山下集落協定(高萩市)

多面的機能支払交付金制度の活用についてのお問い合わせ

- 県北農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL0294 - 80 - 3350
- 県央農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL029 - 221 - 6636
- 鹿行農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL0291 - 33 - 4120
- 県南農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL029 - 822 - 5045
- 県西農林事務所 土地改良部門 事業調整課 TEL0296 - 24 - 9241

中山間地域等直接支払制度の活用についてのお問い合わせ

- 県北農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL0294 - 80 - 3301
- 県央農林事務所 企画調整部門 企画調整課 TEL029 - 221 - 3012
- 県西農林事務所 企画調整部門 農業振興課 TEL0296 - 24 - 9169

茨城県農林水産部農地局農村計画課



〒310 - 8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029 - 301 - 4264

FAX 029 - 301 - 4169

ホームページ

○いばらきの農村発見

<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp/>

○いばらきのグリーン・ツーリズム

<https://www.green-tourism.pref.ibaraki.jp/>